

令和3年 第5回 加賀市農業委員会定例総会

令和3年5月24日(月)

開会（午後1時23分）

宮下事務局長	<p>それでは定刻前ですが、皆様おそろいになりましたので、只今から令和3年第5回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>市中感染の急拡大と県からは「緊急事態宣言」が発出されており、大変深刻な状況にあります。そのような中、ご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は感染予防対策のため、中村会長と大家職務代理のほかは議席番号が偶数の委員の皆様にご出席を頂いております。農業委員の現委員14名のうち8名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、山崎委員長と現地確認調査委員以外の推進委員の皆様には、ご出席をご遠慮して頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を先週の17日に加納委員、紺谷委員及び事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
--------	---

議長挨拶

議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>毎月新型コロナウイルスの話をしています。昨年の今頃も半数の委員参加で定例総会を行っていました。今月の県常設委員会は書面審議となり、全国農業委員会会長大会はYou Tubeによるライブ配信で開催される予定です。石川県内の感染者が急速に増えており、加賀市は金沢市の次に患者数が多くなって</p>
----------	--

	います。そんな中、ワクチン注射の予約も始まりました。皆さん一人一人が気を付けて、この状況を乗り切っていきましょう。
--	---

議事録署名員の指名	
------------------	--

議長（中村会長）	<p>それでは、初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>6番 中出委員、8番 荒谷委員を指名します。</p>
----------	---

議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	
--	--

議長（中村会長）	<p>議案の審議を行います。議案第 15 号 農用法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（田町）	<p>それでは、議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明します。議案書は 1 ページから 2 ページです。資料 1 の位置図、資料 2 の調査書も 1 ページから 2 ページです。併せてご覧ください。案件は 2 件です。</p> <p>加賀市■■■■■ 外 1 名から農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。</p> <p>整理番号 1 番は、■■■■■に居住し 454 アールの経営面積を有する譲受人が、現在自分で作付けしている■■■■■の田 2 筆 1,942 m²を■■■■■の譲渡人から売買で取得するものです。申請の農地は、■■■■■在住の譲渡人が本年 2 月に相続で取得したものです。</p> <p>整理番号 2 番は、■■■■■に居住し 139 アールの経営面積を有する譲受人が、耕作が困難になった■■■■■の譲渡人から田 1 筆 552 m²を売買で取得するものです。現況は土砂で嵩上げされており、共済の細目書では保全管理となっておりますが、譲受人は整地してソバなどを作付けする計画としています。</p> <p>以上の 2 件については、譲り受け人の経営下限面積など農地法第 3 条第 2 項各号要件に該当しないため、許可要件を満たし</p>

議長（中村会長）	<p>ていると思われます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第15号 農用法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
議長（中村会長）	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>

議案第16号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議長（中村会長）	<p>次に、議案第16号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局から説明してください。</p>
事務局（中島）	<p>はい、議案書の3ページから、資料2も3ページからです。加賀市長より農用地利用集積計画(案)が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は利用権の新規設定が3件で、46,832㎡の集積計画案です。</p> <p>尚、整理番号1番2番については、XXXXXXXXXXが農業生産法人をXXXXXXXXXXの名前で立ち上げ、今回新規に中間管理機構を利用し利用権を設定するものです。</p> <p>以上この3件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項 各号要件を満たしており、適当と考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>整理番号1番2番の受人は、新規だからこの経営面積ということですか。</p>
事務局（中島）	<p>はい。受人経営面積とは、今回申請した面積とこれまで耕作していた面積を足した面積を表示するため、今回はこの面積となっています。</p>

議長（中村会長）	受人個人の耕作面積は別ですか。
事務局（中島）	はい、申請していないので、この面積になります。
議長（中村会長）	ほかにありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第 16 号 農用地利用集積計画(案)について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	次に、議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、加納委員から報告をお願いします。
加納委員	報告いたします。去る 5 月 17 日に、私と紺谷委員、事務局職員 2 名、計 4 名で現地確認調査を行いました。位置図の資料 1 は 3 ページを併せてご覧ください。 排水路を設け、雨水を県道の側溝に流す計画です。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（幸松）	議案書は 5 ページから 6 ページ、資料 1 の位置図は 3 ページを併せてご覧ください。 この案件は■■■■内にあり、畑、面積 14,741 m ² のうち転用面積は 4,482 m ² 、転用目的は太陽光発電設備建設です。位置図の青枠の個所が 3 番 1 で、そのうち赤枠の個所を転用するものです。申請者は売電による安定的な収入を得るため、発電出力 400 k w の太陽光発電設備を建設するものです。 申請地は農地の拡がりが 10ha 未満の農地の一部であることが

議長（中村会長）	ら、第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであるため、許可相当に該当するものと考えます。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について 適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

議案第18号 農地転用許可後の事業計画変更申請について

議長（中村会長）	次に、議案第18号 農地転用許可後の事業計画変更申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、加納委員から報告をお願いします。
加納委員	それでは報告します。位置図の資料1は4ページから5ページを併せてご覧ください。 1番の雨水は南側の道路側溝に流す計画です。 2番は既に埋め立てされおり、雨水は道路側溝に流れ、下水道取り付けマスが設置されています。 以上2件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。 報告は以上です。
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（幸松）	1番は5条の許可後に買い足しをするため、許可後の事業計画変更申請と5条許可申請があったものです。議案第19号の1番と併せて説明いたします。議案書は7ページから10ページ、資料1の位置図は4ページを併せてご覧ください。 申請地は[]地内にあり、畑、変更後の面積計507㎡です。事業者は本年1月に5条許可を得て、自己

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>住宅の隣接地に駐車場 1 台分の敷地を購入しましたが、この度、家庭菜園や野外レクリエーションを行う敷地を買い足しするため、申請があったものです。申請地は第 1 種中高層住居専用地域にあるため第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2 番は [REDACTED] 地内にあり、転用目的を変更するものです。事業者は不動産業を営んでおり、共同住宅を建設する目的で令和 2 年 12 月に 5 条許可を受け、入居者の募集を行うとともに申請地の埋め立てを行いました。入居者がいないため事業を断念することになり、この度、分譲宅地して販売するものです。申請地は第 1 種中高層住居専用地域にあるため第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 18 号 農地転用許可後の事業計画変更申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>加納委員</p>	<p>次に、議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、加納委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは報告します。位置図の資料 1 は、6 ページを併せてご覧ください。</p> <p>1 番は議案 18 号の 1 番で説明したとおりです。</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（幸松）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>2番の雨水は道路側溝に流し、汚水は浄化槽で処理する計画です。</p> <p>以上2件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は9ページから10ページ、資料1の位置図は6ページを併せてご覧ください。</p> <p>2番は[REDACTED]地内にあり、畑、面積369㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人はアパートに住んでおり手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第1種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>議長（中村会長） 挙手多数により、適切と認めます。</p>
<p>議案第20号 非農地証明願について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>加納委員</p>	<p>次に、議案第20号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、加納委員から報告をお願いします。</p> <p>報告します。位置図の資料1は7ページを併せてご覧ください。</p> <p>農地の荒廃が著しく、農地としての復元が困難な状況にあると判断しました。報告は以上です。</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（幸松）</p>	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>農地から非農地に地目変更登記をする場合には、4条又は5条の許可書を登記申請書に添付することになってはいますが、転用許可制度を適用しないことが認められるものについて、非農地証明書で処理するよう県の事務処理要領で規定しています。発行条件として、建物の場合は建築後30年以上経過していること。山林や原野の場合は、農地の荒廃化が著しく、農地として復元が困難な状況にある場合となっています。</p> <p>議案書は11ページから12ページ、資料1の位置図は、7ページを併せてご覧ください。</p> <p>この案件は[]地内にあり、畑、面積計49㎡です。この度、申請者が申請地を売却するにあたって、農地であることが分ったものです。申請地は、戦時中の食糧不足から[]の崖地を開墾し、さつまいも等を植えていたが、終戦後に耕作を放棄したため雑木等が繁茂し、農地として復元が困難であり、農地の状態にないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>（意見、質問なし）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第20号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>報告第6号 農地貸借の合意解約について</p>	
<p>議長（中村会長）</p>	<p>議案第6号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p>

事務局（中島）	はい、議案書の13ページからです。農地貸借の合意解約の届出がありましたので、報告いたします。今月の届出は1件で2筆の3,018㎡の届出です。これは昨年12月に利用権設定についてお諮りし、可決された案件の中の1つですが、都合により耕作者を変更するとの事で合意解約を締結し、今回解約書を届出たものでございます。
議長（中村会長）	以上、この1件については解約条件が無く、土地の引き渡しについても問題が無く、適当と考えます。説明は以上です。
事務局（中島）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。合意解約をし、次の人が耕作しているのですか。
議長（中村会長）	はい。今後、中間管理機構を通した利用権の設定をする予定になっています。
議長（中村会長）	ほかにご意見等ありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、終わります。

報告第7号 1・1・1運動の報告について

議長（中村会長）	次に、報告第7号1・1・1運動について、報告のある方は挙手をお願いします。
	（委員からの報告なし）
議長（中村会長）	私の方から報告します。今月の県常設審議委員会は書面審議となり、加賀市の案件もありました。全ての案件は許可相当ということです。
	先月、私は■■■■の方に農業者年金加入の話をしてきました。その他事務連絡については、事務局から報告してください。

事務連絡

宮下事務局長	（その他資料（資料3）当面の日程のみを説明）
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。

	なければ、以上をもちまして、令和3年第5回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
--	--

閉会（午後1時49分）	
-------------	--